

分 野	8 エネルギー分野 (4)その他	意見・要望提出者	(社)経済団体連合会
項 目	放射性物質に関する輸送容器に関する承認手続の見直し		
意見・要望 等の内容	海上輸送のみの場合輸送容器の承認(設計、容器)は国土交通省であるが、公道輸送が含まれる場合、文部科学省又は経済産業省の承認が必要である。このため、同じ形式の容器が使用されるにもかかわらず両モードに使用される場合は、同じ内容の規制を二重に受けることとなっている。一方の承認を受けている場合は、他方が見なせるようすべき。		
関係法令	船舶安全法、危険物船舶運送及び貯蔵規則第91条の9、91条の9の2	共管	文部科学省、経済産業省
制度の概要	一定の放射性輸送物(放射性物質等を輸送する容器に収納等した状態のもの)は、その運送ごとにその性状が安全なものであるか国土交通大臣等の確認を受けなければならない。(放射性輸送物の安全確認) 上記の確認に際し、放射性物質等を収納する容器は、あらかじめ当該容器(設計、製作等)及び使用方法について、国土交通大臣の承認を受けることができる。 (注)公道輸送等の陸上輸送に使用される場合は、文部科学省又は経済産業省が担当		
計画等における記載	該当なし		
状 況	☐ 措置済・措置予定 (実施(予定)時期:) ☐ 検討中 ☐ 措置困難 ☒ その他		
(説明) 海上輸送時の放射性輸送物の安全確認は危険物船舶輸送及び貯蔵規則第91条の9第1項の規定に基づき国土交通大臣となっているが、同条第7項により文部科学大臣、経済産業大臣等の確認を受けた場合は、国土交通大臣の確認を受けたものと見なしているため、海上及び公道の両輸送モードに使用される場合において国土交通省の承認(設計、容器)は不要である。 以上のことから、ご指摘の事項はそもそも存在しない。			
担当局課室名	海事局検査測度課 (連絡先)03-5253-8639		